



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:戸崎

[雇用継続給付] 申請時の署名・押印の省略について

平成30年
10月1日～

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年10月1日に施行され、雇用継続給付の手続きにあたっては、「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」（以下「同意書」）を作成して保存すること等により、申請書への被保険者の署名・押印を省略することができるようになりました。今回のあおぞらレターでは、その方法や注意点についてご案内いたします。

1. 変更の内容 対象となる手続：高齢雇用継続給付金・育児休業給付金・介護休業給付金

これまで **「2ヶ月に1回」**

- ①【事業主等】申請書を被保険者へ渡す
- ↓
- ②【被保険者】事業主等より渡された申請書へ署名・押印の上、事業主等へ渡す

平成30年10月1日～ **「初回のみ」**

- ①【被保険者】申請内容等を確認し、同意書へ署名・押印の上、事業主等へ渡す
- ↓
- ②【事業主等】被保険者より渡された同意書を保存する



※同意書の保存期間は、完結の日（最終支給対象年月や最終支給単位期間の最終日）から4年間となります。

※原則、初回申請時以後のハローワークへの同意書の提出は不要ですが、必要に応じてハローワークより同意書の提出を求められることがあります。

※被保険者の署名・押印による従来の申請方法も可能です。

2. 同意書により本人署名欄を省略する場合の記載例

- 申請書の申請者氏名・署名欄には、「申請について同意済」と記載します。



雇用保険被保険者六十歳到達時賃金証明書の本人署名欄を省略する場合の記載例

育児休業給付金支給申請書の本人署名欄を省略する場合の記載例

- 同意書を各事業主等が適切に保存していない場合は、不正とみなされることがありますので、ご注意ください。
- 詳細はこちらをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000362068.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277